## 資金前渡、概算払及び前金払に関する要領

豊中市上下水道局会計規程(以下「会計規程」という。)第28条の規定に基づ〈資金前渡、概算払及び前金払の取扱いに関して、次のとおり定める。

- 1. 資金前渡に関すること
  - 1. 資金前渡を受ける者は次のとおりとし、その範囲はそれぞれ定めるところによる。
  - (1) 総務課長 局交際費
  - (2) 総務課職員係長 給与その他の給付、旅費、負担金、報償費、研修費
  - (3) 窓口課長 水道料金及び下水道使用料並びに修繕料金の払戻金
  - 2. それぞれ定められた者が不在のときは、豊中市上下水道局事務決裁規程第5条の規定に基づくものとする。
  - 3. 資金前渡を受けた者について、会計規程第28条第5項の規定のうち、次に掲げるもので支給確定額を前渡したときは、資金前渡職員が領収印を徴することによって精算したものとみなす。ただし、資金前渡を受けた者は、支払が終わった後、支払に関する証ひょう類と突合できる書類を保管するものとする。
  - (1) 給与その他の給付
  - (2) 旅費
  - (3) 負担金
  - (4) 報償費
  - (5) 研修費
- 2. 概算払に関すること
  - 1. 概算払を受けた者について、会計規程第28条第5項の規定のうち、事故示談解決までに要する経費 については当該損害賠償の額の確定した後に係る支払伝票あるいは振替伝票をもって精算したもの とみなす。
- 3. 前金払に関すること
  - 1. 前金払を受けた者について、会計規程第28条第5項の規定のうち、役務の提供が完了した後ただちに履行を確認することができるものは、そのことにより精算したものとみなす。
  - この要領は、平成13年12月1日から施行する。
  - この要領は、平成18年10月20日から実施する。
  - この要領は、平成20年4月1日から実施する。